

新旧対照表

赤字 は修正箇所

要求水準書 変更事項

頁	該当箇所	修正前	修正後
16	緑地等	・ 植栽計画は関係条例に適合することを前提とし、樹木等の成長に支障がないよう配慮すること。	・ 植栽計画は <u>関係条例等</u> に適合することを前提とし、樹木等の成長に支障がないよう配慮すること。

設計・建設工事請負契約書(案) 変更事項

頁	該当箇所	修正前	修正後
7	(各種調査業務) 第 12 条	(追加)	<u>5 発注者は、現斎場の建物、建築設備、火葬炉等又は工事用地について、事前に予期することができない地質障害、地中障害物及び土壌汚染に起因して発生する合理的費用を負担する。受注者は、当該増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止又は低減するよう最大限の努力をしなければならない。ただし、第1項に規定する調査又はその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、受注者は当該不備、誤謬に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害(再調査費の負担を含む。)」を負担するものとする。</u>